

## 令和2年度 笠岡市一般廃棄物処理実施計画

### 1 目 的

一般廃棄物処理計画実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び笠岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成8年条例18号）に基づき、各年度の事業計画を定めるものである。

笠岡市では令和9年度におけるごみ排出量を**平成28年度（基準年）実績に対し、**

- ①**ごみ総排出量を約12%削減、**
- ②**リサイクル率を約24%まで向上、**
- ③**最終処分量を約12%削減**

とする目標を「第2次笠岡市一般廃棄物処理基本計画」において定めた。

基本計画では、ごみの減量化・資源化を推進することにより、環境への負荷を低減し、将来の子供たちに、豊かな環境を残すこと、最終処分場の延命化やごみ中間処理施設の処理経費を減らし財政的な効果への期待等について記載した。さらに、ものを大切にする生活を広めることで、自然を、地球を、人の命を大切にする心を育むことにつながると考える。

また、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点に立ち、より快適で豊かな水環境を得るため、公共下水道の整備、合併処理浄化槽の設置を進めることにより、生活排水を適正に処理する必要がある。

基本計画では**令和9年度における生活排水処理率を89.0%まで上げる**という目標を定めた。

これらの目標を達成するため、市民・事業者・行政が、ともに「学び、考え、行動する」という基本計画の基本理念に基づいて一般廃棄物処理に取り組むものである。

### 2 計画期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

### 3 計画目標及び減量化・資源化の目標

(1) 計画目標（平成 30 年度実績は平成 30 年 7 月豪雨災害の影響を考慮する必要あり）

#### ア 1人1日あたりのごみ総排出量

令和 9 年度における 1 人 1 日あたりのごみ総排出量を平成 28 年度実績に対して、12%削減する。

	実 績		目 標	計 画
	H28(2016) (基準年)	H30(2018) (直近実績)	R 2 (2020)	R 9 (2027)
1 人 1 日あたり ごみ排出量	908.5 g	874.2 g	872.2 g	803.9 g
比 較	100%	3.8%減	4.0%減	12%減

#### イ リサイクル率

令和 9 年度におけるリサイクル率を 24%に上げる。

	実 績		目 標	計 画
	H28(2016) (基準年)	H30(2018) (直近実績)	R 2 (2020)	R 9 (2027)
リサイクル率 ※①	19.8%	19.3%	21.4%	23.6%
再資源化量 ※②	3,319 t	3,014 t	3,280 t	2,994 t

※①リサイクル率＝再資源化量÷ごみ総排出量×100

②再資源化量：直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量

#### ウ 最終処分量

令和 9 年度における最終処分量を平成 28 年度実績に対して、12%削減する。

	実 績		目 標	計 画
	H28(2016) (基準年)	H30(2018) (直近実績)	R 2 (2020)	R 9 (2027)
最終処分量 ※③	1,329 t	1,332 t	1,200 t	1,163 t
比 較	100%	0.2%増	9.7%減	12%減

※③最終処分量：ごみ処理施設（中間処理施設）でのごみ処理工程で出た処理残渣のうち埋立処分した量

## エ 生活排水処理率

	実 績		目 標	計 画
	H28(2016) (基準年)	H30(2018) (直近実績)	R 2 (2020)	R 9 (2027)
生活排水処理率 ※④	70.5%	72.0%	76.4%	89.0%
行政区域内人口	50,550 人	48,875 人	47,975 人	43,317 人
非水洗化人口 (計画収集人口)	12,456 人	11,249 人	9,281 人	3,540 人
水洗化・生活雑排水処理人口	35,615 人	35,192 人	36,632 人	38,534 人
公共下水道人口	25,178 人	24,892 人	25,756 人	26,890 人
集落排水人口	200 人	171 人	191 人	175 人
合併浄化槽人口	10,237 人	10,129 人	10,685 人	11,469 人
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独浄化槽)	2,479 人	2,434 人	2,062 人	1,243 人

※④生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口÷行政区域内人口

【参考】平成 29 年度の生活排水処理率

全国平均 86.6%，岡山県平均 78.1%，笠岡市 71.3%，

## 4 令和 2 年度の取り組み

### (1) ごみの減量・リサイクルの推進

#### 【本年度重点施策】

#### ア 若い世代への環境教育・啓発活動

子ども向けイベントに出向いてゲームを取り入れた環境啓発ブースを運営するなど、子育て世代を含めた若い世代への教育・啓発を行う。

#### イ 資源ごみの常設ステーションの増設

資源ごみの回収を促進するため、現在、市役所環境課庁舎のみに設置している資源ごみの常設ステーションを市内北部（吉田文化会館）に増設する。

#### ウ 水銀使用廃製品の適正処理

水銀使用廃製品（蛍光管、電池、水銀体温計・血圧計等）の分別回収（拠点回収）を開始し、適正処理する。

#### エ マイバッグ持参運動の推進

7月からの小売店での全国一律レジ袋有料化の円滑なスタートに向けて、市民にマイバッグを常に携帯していただくよう普及・啓発に努める。

オ 食品ロス削減の普及・啓発

食品ロスを削減するため、家庭ごみ対策として、「生ごみ3キリ運動（使いキリ・食べキリ）」、事業ごみ対策として、フードバンク活動の普及・啓発に努める。

カ 多量排出事業者の調査

廃棄物を多量に排出する事業所から毎年度「一般廃棄物減量等計画書」を提出してもらい、現状把握と廃棄物担当者の確認を行うとともに経年変化を分析する。

【家庭ごみ対策】

ア 情報発信・環境教育・啓発活動

学校教育・社会教育を問わず自主的にごみの発生抑制及び減量化に取り組めるよう、中間処理施設の施設見学や出張出前講座等を積極的に行う。

イ 市民・事業者との協働

廃棄物減量推進員制度を継続して運営する。

ウ 指定袋制度の見直し

指定袋の配布区分、枚数の見直しを行う。

直近のごみ排出実績を踏まえて、単純従量制移行への調査・検討を行う。

エ 広告入り指定袋の作成

指定袋の外装袋に入れる広告主を公募し、広告を入れることで広告料を収入する。

オ 「4R」の実践

ごみの減量化・資源化を図るために4R（Refuse・Reduce・Reuse・Recycle）運動を普及・啓発する。

カ 生ごみ処理容器の普及促進

家庭ごみの中から分別収集対象品目を除くと、大きな割合を占める生ごみを、できるだけ各戸で処理するよう、生ごみ処理容器の普及促進に努める。

生ごみの堆肥化を推進するため、生ごみ処理機の貸出事業を行う。

キ 資源回収推進団体の維持拡大

家庭ごみの中から資源ごみをリサイクルにまわし、ごみの減量化・資源化を推進するために、引き続き補助を行うとともに、制度の周知・啓発を行うことで、さらなる資源回収推進団体の登録増に努める。

ク 分別収集の普及・定着

資源ごみの分別について、さらなる習慣化・定着化を目標として、廃棄物減量推進員とも連携し、環境教育・啓発活動を積極的に展開する。

ケ 使用済み小型家電のリサイクル推進

小型家電リサイクル法の制度と回収品目・回収場所について周知徹底を図る。

使用済み小型家電回収への協力を呼びかける。

小型家電の回収方法を検討する。

コ 収集運搬体制の効率化

島しょ部の収集頻度の少なさについて、改善を検討する。

サ ごみ出し場適正管理の支援

環境美化とごみの収集業務の効率化を図るため、補助金交付制度と防護ネットの無償貸与制度を継続するとともに、地域でのごみステーションの適正管理を支援する。

シ 笠岡市廃棄物減量等推進審議会の開催

基本計画策定を受けて、前年度実績の評価、分析を反映させた実施計画を毎年度策定する。策定にあたっては、その考え方等を審議いただくため笠岡市廃棄物減量等推進審議会を開催する。

**【事業ごみ対策】**

ア 焼却施設への適正搬入の資源ごみの搬入抑制

事業活動により発生する廃棄物の資源化を進めるために、焼却施設へ搬入される資源ごみの焼却処理を抑制するよう指導する。

イ 事業所ごみ減量化連絡会議の開催

事業所ごみ減量化のために必要な施策を検討するとともに、減量化・資源化・効率化を進めるために必要な取り組みを行う。

ウ 「エコアクション21」の周知

市内事業所に、中小企業でも取り組みやすい、環境省策定の環境マネジメントシステム「エコアクション21」を周知する。

(2) し尿・浄化槽等汚泥の適正処理の推進

ア 水洗化の推進

公共下水道及び集落排水施設の整備を推進し、供用開始後3年以上経過した未接続世帯については啓発を行い、水洗化率の向上を図る。

下水道整備区域外については、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付制度を広報することにより、合併処理浄化槽の普及促進を行う。

## イ 適正処理の推進

し尿の収集・運搬及び処理を円滑に進めるとともに、公衆トイレの衛生的な維持管理に努める。また、浄化槽の適正な維持管理指導、検査指導を行い、環境の保全に努める。

5 収集・搬入計画

(1) 区域,種類と収集搬入・処理処分の方法等

ア 区域 笠岡市全域

① ごみ

	市環境課直営	委託
可燃	富岡, 中央町, 笠岡, 番町, 緑町, 春日台, 新横島, 旭が丘, 美の浜, 金浦, 吉浜(鉄南), 生江浜, 横島, 入江, 神島外浦(水落地区を除く), 高島, 飛島, 白石島, 北木島, 真鍋島, 六島	城見台, 西茂平, 大井南, 園井, 今立, 馬飼, 広浜, 絵師, 吉浜(鉄北), 大河, 相生, 大冨, 用之江, 茂平, 有田, 押撫, 篠坂, 入田, 小平井, 東大戸, 西大戸, 吉田, 関戸, 尾坂, 新賀, 山口, 走出, 甲弩, 大島中, 西大島, 西大島新田, 神島, 神島外浦(水落地区), 干拓地
不燃	高島, 白石島, 北木島町, 真鍋島, 飛島, 六島	陸地部全域
資源  〔容器包装その他プラ以外〕	【陸地部】中央町, 笠岡(宮地, 浜田, 本町, 住吉, 正寿場, 川辺屋南, 川辺屋北, 殿川北, 殿川南, 西本町西, 西本町東), 一番町, 緑町, 春日台, 新横島, 旭が丘, 大井南, 園井, 今立, 馬飼, 広浜, 絵師, 金浦(鉄北), 吉浜(鉄南, 古比須), 生江浜, 相生, 吉田, 関戸, 東大戸, 【島嶼部】高島, 白石島, 北木島町, 真鍋島, 飛島, 六島	【Aコース】富岡, 笠岡(大磯, 伏越), 番町, 美の浜, 大井南, 園井, 金浦(鉄南), 生江浜, 大河, 大冨, 有田, 押撫, 篠坂, 入田, 東大戸, 西大戸, 新賀, 山口, 走出, 甲弩, 西大島, 西大島新田, 横島, 神島, 平成町, カブト中央町, 拓海町 【Bコース】富岡, 笠岡(西本町西, 西の浜, 追分), 美の浜, 城見台, 西茂平, 大井南, 吉浜(鉄北; 古比須を除く), 用之江, 茂平, 小平井, 尾坂, 新賀, 山口, 甲弩, 大島中, 西大島, 横島, 入江
〔その他プラ〕	市内全域	

② し尿

収集業者	地区
市環境課直営	富岡，中央町，笠岡（下追分団地をのぞく），番町，緑町，新横島，美の浜，園井（大峠），横島，入江，神島外浦，高島，飛島，六島，干拓地
アフタークリーン笠岡	旭が丘，金浦，吉浜（鉄南），生江浜，走出，甲弩，北木島町，真鍋島
クリーンシステム	大島中，西大島，西大島新田，神島，白石島
中国水道	城見台，西茂平，大井南（Eブロック），吉浜（鉄北），大河，相生，大冢，用之江，茂平，有田，押撫，篠坂，入田
マルヨシ産業	笠岡（下追分団地），春日台，大井南（A～Dブロック），みの越，園井，今立，馬飼，広浜，絵師，小平井，東大戸，西大戸，吉田，関戸，尾坂，新賀，山口



イ 種類及び収集搬入方法

① ごみ（家庭から排出されるもの）

種 類	排 出 方 法	収 集 搬 入 方 法	
可燃ごみ	市の指定袋に入れて排出する 〔木の剪定枝及び簾・よしずの み束ねて排出可〕	市が指定した曜日に、地区で指 定された場所で、市環境課直営 または委託業者による収集	
不燃ごみ	市の指定袋に入れて排出する 〔指定袋に入らない蛍光灯管 及び 傘のみ束ねて排出可〕	市が指定した曜日に、地区で指 定された場所で、市環境課直営 または委託業者による収集	
資 源 ご み	容器包装 プラスチック (その他プラ)	収集用ネットに入れる	市が指定した曜日に、地区で指 定された場所で、市環境課直営 による収集
	缶	アルミ缶・スチール缶を分けず に黄色のコンテナ（大）に入れ る	市が指定した曜日に、地区で指 定された場所で、市環境課直営 または委託業者による収集
	ガスボンベ 缶・スプレー 缶	黄色のコンテナ（大）に入れる	同 上
	金属類	黄色のコンテナ（大）に入れる	同 上
	びん 〔無色, 茶色, 緑色, その他〕	それぞれ黄色のコンテナ（小） に入れる	同 上
	ペットボトル	収集用ネットに入れる	同 上
	布 類	紐で縛るか透明の袋に入れる	同 上
	紙類 〔新聞紙, 雑 紙ダンボー ル, 紙パック,〕	それぞれ紐で縛って排出。雑紙 は雑誌などと一緒に縛るか, 同 質の紙袋に入れる	同 上
	使用済 小型家電	市環境課へ直接搬入するか, 各 地区に設置された回収ボックス に投入する	随時, 各地区の回収ボックスで 市環境課直営による収集

種 類	排 出 方 法	収 集 搬 入 方 法
水銀使用廃製品	市環境課へ直接搬入するか、各地区に設置された回収ボックスに投入する	随時、各地区の回収ボックスで市環境課直営による収集
粗 大 ご み	市の搬入許可を受ける	排出者自らが市の指定する搬入先へ搬入
	粗大ごみ収集券を貼付して排出	市の指定する場所で市環境課直営による収集
地域清掃，その他	市担当課による指定ごみ袋で排出	随時，市環境課直営または市担当課による収集
不 法 投 棄	—	
市民団体による資源回収（廃品回収）	資源回収業者の定める方法で排出	資源回収業者との契約による

② ごみ（事業活動に伴って生ずる一般廃棄物）

種 類	排 出 方 法	収 集 搬 入 方 法
一般廃棄物収集運搬許可業者が収集する場合	市民または事業者と一般廃棄物収集運搬許可業者との契約内容による	市民または事業者と一般廃棄物収集運搬許可業者との契約内容による
事業者が自ら搬入する場合	—	市が指定する施設へ事業者が自ら搬入（可燃ごみのみ）

③ し尿及び浄化槽等汚泥

種 類	収 集 搬 入 方 法
し 尿	市環境課直営または委託業者（直営収集地域以外）が収集し，委託業者が処理施設へ搬入する
浄化槽等汚泥	一般廃棄物収集運搬業の許可を有する浄化槽清掃許可業者が浄化槽管理者等の依頼に基づき収集

(2) 事業活動に伴って生じる一般廃棄物及び一時多量ごみの搬入先

事業活動に伴って生じる一般廃棄物（一般廃棄物と合わせて処分することができる産業廃棄物（岡山県西部環境整備施設組合廃棄物の処理に関する条例第3条第2項）を含む。）及び一時多量ごみは、次の表の市が指定する施設に排出者自ら搬入する。

搬入先	所在地	搬入物
岡山県西部環境整備施設組合 里庄清掃工場	里庄町新庄 3655	可燃ごみ，可燃系粗大ごみ 岡山県西部環境整備施設組合廃棄物の処理に関する条例第3条第2項に定める産業廃棄物
岡山県西部衛生施設組合 井笠広域資源化センター	笠岡市平成町 105	不燃ごみ（公共のみ） 不燃系粗大ごみ（公共のみ）

6 中間処理計画

(1) 資源化施設（一部事務組合）

施設名	対象物	処理量
岡山県西部衛生施設組合 リサイクルプラザ	びん（生きびんを除く）・プラスチック容器包装（白色トレイ・ペットボトルを除く）・布	一部事務組合の処理計画による

(2) 破砕処理施設（一部事務組合）

施設名	処理量
岡山県西部衛生施設組合 井笠広域資源化センター	一部事務組合の処理計画による

(3) 焼却施設（一部事務組合）

施設名	処理量
岡山県西部環境整備施設組合 里庄清掃工場	一部事務組合の処理計画による

(4) し尿処理施設（一部事務組合）

施設名	処理量
岡山県西部衛生施設組合 井笠広域クリーンセンター	一部事務組合の処理計画による

## 7 最終処分計画

処 分 場 名	処 分 方 法
三重中央開発(株) (三重県伊賀市)	一部事務組合の処理計画による
カミシマ技研 (株) (笠岡市神島)	一部事務組合の処理計画による